

	名称	制度の内容	照会先
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前または年金加入期間中に病気やケガなどによって障がいが残った場合に支給されます。(納付期間などの要件あり。詳細は問い合わせてください。)	保険健康課 ☎85-9564
	特別障害者手当	重度の障がいを有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。	福祉課 ☎85-7790
	障害児福祉手当	重度の障がいを有するため、常時介護を要する在宅の20歳未満の児童に支給されます。	
	神奈川県在宅重度障害者等手当	毎年8月1日現在で、県内に6か月以上継続して居住している障がい者の方に支給されます。(一定以上の等級の障害者手帳を複数お持ちの方か、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給されている方が対象)	
税金や交通等に関すること	所得税・住民税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。	税務課 ☎85-7750 小田原税務署 ☎0465-35-4511
	自動車税(種別割)・自動車税(軽自動車税)環境性能割	障がい者本人または生計が一緒の方の自動車税、自動車取得税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	県税事務所 ☎0465-32-8000
	軽自動車税(種別割)	障がい者本人または生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。	税務課 ☎85-7750
	高速道路通行料金の割引	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方が対象となります。	福祉課 ☎85-7790
	各種交通機関の割引	鉄道、バス、タクシー、航空機などの運賃が障がい者割引で利用できます。利用する交通機関によって対象範囲や割引率が異なります。	各交通機関
	福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付	次の対象の方に、通院や日常生活で利用するタクシーの運賃または自動車燃料費を助成します。(利用券・助成券の交付) ○身体障がい1・2級(聴覚障がい、肢体不自由上肢の障がいを除く)、知的障がいA1・A2または知能指数35以下、精神障がい1級の方 ○特定疾患医療受給者証または神奈川県特定医療費(指定難病)医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方	福祉課 ☎85-7790
	NHK受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK受信料を全額または半額免除を受けられる場合があります。手帳の等級や世帯の課税状況により免除できる範囲が異なります。	
	上下水道料金の減免	県営水道および町営上下水道利用者で次のいずれかに該当する方は、料金の減免があります。 ○身体障がい1・2級、知的障がいA1・A2、精神障がい1級の方がいる世帯 ○次の2つ以上に該当する方がいる世帯(①身体障がい3級、②知的障がいB1・B2、③精神障がい2級)	県営水道(箱根水道センター) ☎82-4306 町営水道(上下水道温泉課) ☎85-9569

箱根町の障がい者福祉・高齢者福祉

照会先の表示のないものは、すべて福祉課 ☎85-7790へ

障がい者のための福祉

障害者手帳をお持ちの方、難病の方、発達などが気になるお子さんのための制度を紹介します。

障害者手帳について

- 手帳には次の三種類があります。
- 身体障害者手帳**：身体に障がいがある方の手帳(1～6級)
- 療育手帳**：知的障がいがある方の手帳(A1、A2、B1、B2)
- 精神障害者保健福祉手帳**：精神障がいの状態にある方の手帳(1～3級)

障がい者が利用できる主な福祉制度

障がいの種類や手帳の等級によって利用できる制度は異なります。
※障害者総合支援法における難病などの方も一部制度の対象となる場合があります。

	名称	制度の内容	照会先
生活に関すること	補装具費の支給	車椅子や補聴器など、身体の機能を補う用具などの購入や修理、貸与費用を支給します。	福祉課 ☎85-7790
	日常生活用具の給付	ストーマ装具や入浴補助用具など日常生活に必要な用具を給付します。	
	重度心身障がい者住宅設備改良費の助成	重度の障がい者の方のために、玄関、浴室、便所などを改良するための費用を助成します。	
	手話通訳者などの派遣	聴覚・言語機能などの障がい者が、通院などで必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。(15日前までに要申請)	
	点字表示をした封筒の発送	希望者(視覚障がい者)に対して、町からの送付物であることがわかるよう、封筒に課名の点字表示をしています。(要申込み)	
	自動車運転訓練・免許取得費用・自動車改造費の助成	身体に障がいのある方が、普通自動車運転免許を取得する場合や、自動車を改造する場合の費用を助成します。	
	医療に関すること	重度障がい者への医療費の助成	
更生医療		身体に障がいのある18歳以上の方が、特定の治療に要する医療費を負担します。	
精神通院医療		通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を負担します。	
育成医療		18歳未満の方が、障がいのある状態からの回復または軽減のための治療に要する医療費を負担します。 ※手帳の所持を要件としません。	